

政治倫理の確立のための千葉県議会議員の資産等の公開に関する条例

平成七年十二月二十二日

条例第六十六号

改正 平成一三年一二月二一日条例第五五号 平成一九年 七月一〇日条例第五一号
令和 元年一二月二七日条例第二九号

(趣旨)

第一条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）第七条の規定により、千葉県議会議員（以下「議員」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等の提出)

第二条 議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下この条において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等（外国にある資産等を含む。以下同じ。）について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して百日を経過する日までに、千葉県議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- 一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。） 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨
 - 二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 これらの権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
 - 三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
 - 四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額
 - 五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（株券にあつては、議長が定めるものに限る。）に限る。） 議長が定める種類及び当該種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）
 - 六 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が百万円を超えるものに限る。） 議長が定める種類及び数量
 - 七 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場の名称
 - 八 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 貸付金の額
 - 九 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額
- 2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第三条 議員（前年一年間を通じて議員であつた者（任期満了又は千葉県議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は千葉県議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き前年一年間を通じて議員であつた者）に限る。）は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、議長が定めるところにより、毎年、四月一日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は千葉県議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は千葉県議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月一日から再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

- 一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）
 - イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。）

ロ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の提出）

第四條 議員は、毎年、四月一日において報酬（金銭による給付に限る。）を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この條において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び所在地並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は千葉県議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は千葉県議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月二日から再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。

（期限の特例）

第五條 第二條第一項の資産等報告書、同條第二項の資産等補充報告書、第三條の所得等報告書及び前條の関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）の提出の期限が、千葉県の休日に関する條例（平成元年千葉県條例第一号）第一條第一項に規定する県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告書の保存及び閲覧）

第六條 議長は、第二條から第四條までの規定により提出された報告書を、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、議長が定めるところにより、前項の規定により保存されている報告書の閲覧を請求することができる。

（委任）

第七條 この條例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この條例は、平成八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この條例の施行の日において議員である者は、同日において有する第二條第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

3 第五條及び第六條の規定は、前項の規定による資産等報告書について準用する。

附 則（平成十三年十二月二十一日條例第五十五号）

この條例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年七月十日條例第五十一号）

（施行期日）

1 この條例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二條第一項の改正規定（同項第四号に係る部分を除く。）は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日〔平成一九年九月三〇日〕から施行する。

（経過措置）

2 改正後の政治倫理の確立のための千葉県議会議員の資産等の公開に関する條例第二條の規定の適用については、この條例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第七條第一項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

附 則（令和元年十二月二十七日條例第二十九号）

この條例は、令和二年四月一日から施行する。